

山口県報

平成19年
3月30日
(金曜日)

目 次

規則

山口県農林総合技術センター規則（農林水産政策課）……………一

山口県立農業大学校規則の一部を改正する規則（農業経営課）……………四

山口県農業試験場分析依頼規則の一部を改正する規則（農業経営課）……………五

山口県主要農作物原種表示規則の一部を改正する規則（農業振興課）……………六

山口県花き振興センター規則を廃止する規則（農業振興課）……………六

県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則（農村整備課）……………六

山口県農林水産施設災害復旧事業補助金交付規則の一部を改正する規則（農村整備課）……………七

山口県畜産試験場乳用牛等育成管理施設規則を廃止する規則（畜産振興課）……………七

山口県農林業指導センター研修規則を廃止する規則（森林企画課）……………七



山口県農林総合技術センター規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第三十三号

山口県農林総合技術センター規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山口県農林総合技術センター条例（平成十九年山口県条例第五号。以下「条例」といふ。）に定めるもののほか、山口県農林総合技術センター（以

下「農林総合技術センター」といふ。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

(使用日)

第二条 農林総合技術センターの施設（乳用牛及び肉用牛（以下「乳用牛等」といふ。）の育成管理施設（以下「育成管理施設」といふ。）を除く。）の使用日は、一月四日から十二月二十八日までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）とする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の使用日を変更することができる。（使用時間）

第三条 農林総合技術センターの施設（育成管理施設を除く。）の使用時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、農業者研修教育施設及び森林・林業研修施設の使用時間（宿泊する場合に限る。）は、午前零時から午後十二時までとする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の使用時間を変更することができる。（使用の許可等の申請）

第四条 条例第五条の規定による許可を受けようとする者は、山口県農林総合技術センター使用許可申請書（別記第一号様式）を知事に提出しなければならない。この場合において、当該申請が育成管理施設の使用に係るものであるときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 申請に係る乳用牛等が出生後第五月の月の末日を経過している場合にあつては、農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）第八十三条第一項第三号の家畜共済の加入証の写し
- 二 乳用牛等に係る登録又は登記をした場合にあつては、当該登録又は登記に関する証書の写し

2 条例第五条の規定による許可を受けた事項の変更の許可を受けようとする者は、山口県農林総合技術センター許可事項変更許可申請書（別記第二号様式）を知事に提出しなければならない。この場合において、当該変更が育成管理施設の使用期間（以下「使用期間」といふ。）の延長である場合にあつては、当該申請書の提出は、当該使用期間の満了の日の一月前までにしなければならない。

(使用の許可等)

第五条 知事は、前条の規定により山口県農林総合技術センター使用許可申請書又は山口県農林総合技術センター許可事項変更許可申請書の提出があつた場合において、その内容を審査の上、使用又は変更を許可するかどうかの決定をし、その結果を当該山口県農林総合技術センター使用許可申請書又は山口県農林総合技術センター許可事項

変更許可申請書を提出した者に対して通知する。

(使用の許可の順序)

第六条 知事は、育成管理施設の使用について条例第五条前段の許可の申請があった場合において、当該申請に係る乳用牛等の頭数が育成管理施設の収容能力を超えるときは、次の順序により、当該許可をするものとする。

一 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）第二条の四第一項に規定する酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画を作成した市町の区域内の農業者等（自ら乳用牛等を継続して飼養している者及び農業協同組合をいう。以下同じ。）

二 前号の市町に準ずる市町の区域内の農業者等

三 前二号の市町以外の市町の区域内の農業者等

四 前三号に掲げる者以外の者

(育成管理施設への入牧)

第七条 育成管理施設の使用について条例第五条の許可を受けた者は、同条の許可に係る乳用牛等を育成管理施設に入牧させようとするときは、当該許可があつたことを証する書面を係員に提示しなければならない。

2 乳用牛等の育成管理施設への入牧は、知事が指定する期日及び場所において行わなければならない。

(使用期間の満了前の退牧)

第八条 知事は、育成管理施設に入牧している乳用牛等が次の各号のいずれかに該当するときは、使用期間の満了前にこれを育成管理施設から退牧させることができる。

一 出産五月前に達したとき。

二 著しく健康を害し、治療する見込みがないとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、育成管理施設の管理上支障があると認められるとき。

(育成管理施設からの退牧)

第九条 第七条第二項の規定は、育成管理施設に入牧している乳用牛等を育成管理施設から退牧させる場合に準用する。

(遵守事項)

第十条 農林総合技術センターを使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守し、農林総合技術センターの設置の目的に沿って、これを使用しなければならない。

一 農林総合技術センターの施設若しくは設備を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。

二 他の使用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

三 前二号に掲げるもののほか、知事が農林総合技術センターの管理のため必要であると認めて定めた事項

(書類の経由)

第十一条 第四条の規定により知事に提出する書類（育成管理施設の使用の許可に係るものに限る。）は、当該書類を提出する者の住所地を所管する農林事務所の長を経由して提出しなければならない。

(その他)

第十二条 この規則に定めるもののほか、農林総合技術センターの管理について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に山口県畜産試験場乳用牛等育成管理施設規則を廃止する規則（平成十九年山口県規則第四十号）の規定による廃止前の山口県畜産試験場乳用牛等育成管理施設規則（平成十三年山口県規則第三十三号）の規定により提出されている書類は、この規則の相当規定により提出されたものとみなす。

別記

第1号様式(その1)(第4条関係)

(農業者研修教育施設又は森林・林業研修施設の場合)

山口県農林総合技術センター使用許可申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

申請者 住所

氏 名

(電話 局 番)

下記のとおり農林総合技術センターの使用の許可を受けたいので、山口県農林総合技術センター条例第5条の規定により申請します。

記

使用しようとする施設	名 称		使用期間	年 月 日	泊 日
	名	称			
使用 の 目 的	区	分	男	女	計
	中等教育学校の生徒		人	人	人
	高等学校の生徒		人	人	人
	特別支援学校の生徒		人	人	人
	その他の者 (うち19歳未満の者)		人()	人()	人()
使 用 料	円				
その他参考となるべき事項					

注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
 2 印刷は、記入しないこと。
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第1号様式(その2)(第4条関係)

(育成管理施設の場合)

山口県農林総合技術センター使用許可申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

申請者 住所

氏 名

(電話 局 番)

下記のとおり農林総合技術センターの使用の許可を受けたいので、山口県農林総合技術センター条例第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

品 種	個体識別番号	性別	生 年 月 日	斑紋	血 統		家畜共済の加入証の有効期間	希望する期間	種付希望の区分
					父	母			
黒・無・褐・ホ		雌・雄去	・	白黒・黒白			年 月 日 から 年 月 日まで	年 月 日 から 年 月 日まで	人工授精・受精卵移植・希望しない
黒・無・褐・ホ		雌・雄去	・	白黒・黒白			年 月 日 から 年 月 日まで	年 月 日 から 年 月 日まで	人工授精・受精卵移植・希望しない
黒・無・褐・ホ		雌・雄去	・	白黒・黒白			年 月 日 から 年 月 日まで	年 月 日 から 年 月 日まで	人工授精・受精卵移植・希望しない
黒・無・褐・ホ		雌・雄去	・	白黒・黒白			年 月 日 から 年 月 日まで	年 月 日 から 年 月 日まで	人工授精・受精卵移植・希望しない
黒・無・褐・ホ		雌・雄去	・	白黒・黒白			年 月 日 から 年 月 日まで	年 月 日 から 年 月 日まで	人工授精・受精卵移植・希望しない

添付書類

1 申請に係る乳用牛等が出生後第5月の月の末日を経過している場合にあつては、農業災害補償法(昭和22年法律第185号)第83条第1項第3号の家畜共済の加入証の写し

2 乳用牛等に係る登録又は登記をした場合にあつては、当該登録又は登記に関する証書の写し

注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
 2 「品種」欄の「黒」とは黒毛和種、「無」とは無角和種、「褐」とは褐毛和種、「ホ」とはホルスタイン種をいう。
 3 「性別」欄の「去」とは、去勢された乳用牛等をいう。
 4 「品種」欄、「性別」欄、「斑紋」欄及び「種付希望の区分」欄は、該当するもので困むこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第2号様式 (第4条関係)

山口県農林総合技術センター許可事項変更許可申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
申請者 住所
氏 名
(電話 局 番)

下記のとおり農林総合技術センターの使用の許可に係る事項の変更の許可を受けた
いので、山口県農林総合技術センター条例第5条の規定により、関係書類を添えて申
請します。

記

許可の年月日及び 番 号	年 月 日	指令 第	号
	変更の内容		
変 更 の 理 由	変更前		
	変更後		
その他参考となるべき 事項			

添付書類

1 変更前の許可に係る申請後、乳用牛等を農業災害補償法第83条第1項第3号の家畜共済に
付した場合にあっては、当該家畜共済の加入証の写し

2 変更前の許可に係る申請書に添付した書類に変更がある場合にあっては、当該変更後の書
類

注 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表
者の氏名を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

山口県立農業大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第三十四号

山口県立農業大学校規則の一部を改正する規則

山口県立農業大学校規則(昭和五十九年山口県規則第十四号)の一部を次のように改
正する。

目次を削る。

「第一章 総則」及び「第二章 養成課程」を削る。

第一条の見出しを「(学科の専攻及び学生の定員)」に改め、同条第一項を削り、同
条第二項中「養成課程における課程」を「学科」に、「入校者で養成課程の課程を修め
るもの(以下「学生」という。)」を「学生」に改め、同項を同条第一項とし、同条第
三項を同条第二項とし、同条の次に次の一条を加える。

(在学期間)

第二条の二 在学期間は、四年を超えることができない。ただし、休学期間は、これに
算入しない。

第三条の見出しを「(授業科目及び授業時数)」に改め、同条第一項中「本科の履修
科目及び履修時間数」を「授業科目及び授業時数」に改め、同条第二項を削る。

第六条中「養成課程の課程を修めるため」を削り、同条第二号及び第三号を次のよ
うに改める。

二 最終学校の調査書(調査書の交付を受けることができない場合にあっては、成績
証明書)

三 最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書

第九条第二項を削る。

第十条中「前条第一項」を「前条」に改める。

第十一条第二項中「「職業」を削る。

第十二条第二項中「(研究科の学生にあっては、三月以上六月以内)」及び「(研究
科の学生にあっては、六月以内)」を削る。

第十五条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「(研究科の学生にあつて
は、一年)」を削り、同条第二号中「(研究科の学生にあっては、二年)」を削る。

第二十条に次のただし書を加える。

ただし、寮に居住しないことについてやむを得ない理由があると校長が認めるとは、この限りでない。

第三章を削る。

「第四章 雜則」を削る。

第二十五条を第二十一条とする。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第2条関係）

学 科 の 別	専 攻	学 生 の 定 員	
		入 学 定 員	総 定 員
園 芸 学 科	野 菜 経 営 コ ー ス	25人	50人
	花 き 経 営 コ ー ス		
	果 樹 経 営 コ ー ス		
	酪 農 経 営 コ ー ス		
畜 産 学 科	肉 用 牛 経 営 コ ー ス	15人	30人

別表第二の1の表中「履修科目」を「授業科目」に、「履修時間数」を

「 授 業 時 数 」 に 改 め、別表第二の2の(1)の表中「園芸部」を「園芸学科」

に、「履修科目」を「授業科目」に、「履修時間数」を

「 授 業 時 数 」 に 改 め、別表第二の2の(2)の表中「畜産部」を「畜産学科」

に、「履修科目」を「授業科目」に、「履修時間数」を

「 授 業 時 数 」 に 改 める。

別表第三及び別表第四を削る。

別記第一号様式中「課」を「様」に改め、「養成課程」を削り、「科」を「専科」に改め、「部」を削り、同様式の添付書類を次のように改める。

2 最終学校の調査書（調査書の交付を受けることができない場合にあつては、成績証明書）

別記第一号様式の添付書類に次のように加える。

3 最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書

別記第二号様式中「課」を「様」に改め、「課業」を削る。

別記第三号様式中「課」を「様」に

「 課 業 」 と 「 本 人 と の 姓 名 」 を

「 本 人 と の 姓 名 」 に 改 め る。

別記第四号様式及び別記第五号様式中「課」を「様」に、「専 部」を「専科」に改める。

別記第六号様式中「養成課程」及び「科」を削り、「部」を「学科」に改める。

別記第七号様式及び別記第八号様式を削る。

附 則

(施 行 期 日)

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

(経 過 措 置)

2 この規則の施行の際現に改正前の山口県立農業大学校規則別表第一に規定する本科の園芸部の野菜経営コース、花き経営コース若しくは果樹経営コース又は畜産部の酪農経営コース若しくは肉用牛経営コースに在学している者は、それぞれ改正後の山口県立農業大学校規則別表第一に規定する園芸学科又は畜産学科の相当の専攻の学生となるものとする。

山口県農業試験場分析依頼規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第三十五号

山口県農業試験場分析依頼規則の一部を改正する規則

山口県農業試験場分析依頼規則（昭和三十三年山口県規則第八十五号の二）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山口県土壌等分析規則

第一条中「山口県農業試験場への」を「山口県農林総合技術センターが依頼を受けて行う」に改め、「の依頼」を削る。

第二條第一項中、「(以下「依頼者」という。)」を削り、「山口県農業試験場の長(以下「場長」を「山口県農林総合技術センター所長(以下「所長」に改め、同条第一項中「場長」を「所長」に改める。

第三條中「場長は、場務その他の都合により」を「所長は、前条第一項の規定により分析依頼書の提出があつた場合において、」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する場合においては、所長は、直ちにその旨を当該分析依頼書を提出した者に対して通知する。

第四條中「場長」を「所長」に、「依頼者」を「当該分析を依頼した者」に改める。第五條を削る。

別記第一号様式中「山口県農業試験場 殿」を「山口県農林総合技術センター所長様」に、「山口県農業試験場分析依頼規則」を「改めたので、山口県土壤分析規則」に、「規定により」を「規定により、供試品を添えて」に改める。

別記第二号様式中「農試第 号」を「 第 号」に改め、「(原品に対する百分率)」を削り、「本場に依頼された」を「付けた依頼を受けた」に、「山口県農業試験場」を「山口県農林総合技術センター所長」に改める。

附 則
この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

山口県主要農作物原種表示規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第三十六号

山口県主要農作物原種表示規則の一部を改正する規則

山口県主要農作物原種表示規則(昭和三十三年山口県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

本則中「山口県原種農場長」を「山口県農林総合技術センター所長」に改める。

別記様式中
4キログラム
を

キログラム
に

山口県農業試験場
を

山口県農林総合技術センター
に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

山口県花き振興センター規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第三十七号

山口県花き振興センター規則を廃止する規則

山口県花き振興センター規則(平成十八年山口県規則第三十七号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第三十八号

県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則(昭和四十五年山口県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二條中「市町村」を「市町」に改める。

第九条中「(当該地域が大島郡の区域内である場合にあつては、山口県大島農地建設事務所長)」を削る。

別記第二号様式中「**廿四**」を「**廿五**」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第九条の改正規定は、平成十九年四月一日から施行する。

山口県農林水産業施設災害復旧事業補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第三十九号

山口県農林水産業施設災害復旧事業補助金交付規則の一部を改正する規則

山口県農林水産業施設災害復旧事業補助金交付規則(昭和三十八年山口県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一号を次のように改める。

- 一 農地、農業用施設又は林業用施設に係るもの 農林事務所

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

山口県畜産試験場乳用牛等育成管理施設規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第四十号

山口県畜産試験場乳用牛等育成管理施設規則を廃止する規則

山口県畜産試験場乳用牛等育成管理施設規則(平成十三年山口県規則第三十三号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

山口県林業指導センター研修規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第四十一号

山口県林業指導センター研修規則を廃止する規則

山口県林業指導センター研修規則(昭和五十一年山口県規則第三十号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年三月三十日発行

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）